

高知県農業公社農地中間管理事業借受者(受け手)募集の進め方について

高知県農業公社

第1 借受者(受け手)の募集

借受者(受け手)の募集は、高知県農業公社農地中間管理事業規程第3条に基づき実施します。

第2 募集(応募)の区域

原則として、市町村またはこれより小さい区域(別表1)とし、当該市町村の意見を聞いておこないます。

第3 募集(応募)の方法

- (1) 農地の借受希望者は、農用地等借受申込書(応募用紙)に必要な事項を記載の上、高知県農業公社(以下「公社」という。)へ直接持参又は郵送にて応募します。
- (2) 公社へ直接持参できない場合は、市町村担当課窓口へ持参し応募することも可能です。持参した市町村担当課窓口で、受付後、公社へ郵送するか、公社の地域担当、推進支援員が定期的に巡回した際に回収します。
- (3) 応募用紙は、公社ホームページ上で様式をダウンロード(出力)できます。または、公社地域担当、推進支援員及び市町村担当課窓口で応募用紙を準備するようにします。

第4 募集(応募)時期

借受者(受け手)の募集は原則として、隔月の年6回の予定で行います。

第5 応募者の確認内容

- ① 借受を希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
- ② 借受た農用地等に作付けしようとする作物の種別
- ③ 借受を希望する期間
- ④ 現在の農業経営の状況(作物ごとの栽培面積、経営農地の所在等)
- ⑤ 当該地域で農用地等を借り受けする理由(規模拡大、農地の集約化、新規参入等)
- ⑥ その他必要事項(氏名又は名称、住所、経営主の年齢、認定農業者・中心経営体・認定新規就農者など担い手としての位置付けの有無、法人の場合は農業生産法人の有無・常時従事者名等)

第6 応募者の公表内容

公社は、応募内容を整理し、公社ホームページ上で公表します。

- ① 借受希望者の氏名または名称
- ② 対象地域内の農業者、対象地域外の農業者、新規参入者の別
- ③ 借り受けを希望する農用地等の面積
- ④ 借り受けを希望する農用地等での栽培予定品目
- ⑤ その他理事長が必要と認めるもの

第7 その他の留意事項

- ① 公募により公社が公表し登録した者の登録期間は、原則募集(応募)した年度の年度末までとします。ただし、借受希望地域等に変更がなく、農用地等借受申込書「農用地等借受希望・申込内容」に自動更新を希望した場合は、自動更新をおこないません。
- ② 応募内容の変更や取り下げを希望する場合は、その旨を公社へ申し出てください。取り下げ後登録抹消の手続きをおこないません。
- ③ 借受希望地域が変更(追加)となるときは、既に登録がある方も、再度「応募」をお願いします。
- ④ 応募の際に、確認事項として公社ホームページ上の公表に「同意する」の意思表示により、公表に同意したとして取り扱い、同意しない場合は農地中間管理事業の応募の対象となりません。
- ⑤ 応募にあたっての事務経費はかかりません。
- ⑥ 応募内容等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のためだけに利用します。また、本事業の実施のため、地主(出し手)との交渉や、県、国、への報告等で利用する他、関係機関に提供します。

H28. 4. 1作成